

本メルマガは、当社「日税フォーラム」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに金融機関交渉に関してQ&A形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

『質問内容』

3年間、借入金を銀行に払っていない。銀行から「代位弁済します」と言われたが、代位弁済とは何ですか？

また、代位弁済されて保証協会へ債務が移ったら、保証協会への支払いはどのように交渉したら良いのですか？

《アドバイス》

代位弁済とは、企業が銀行から借入をする時に保証協会の保証付きであった場合、企業が返済不能になった時に保証協会が銀行に対して保証割合分を企業に代わって返済する仕組みです。

企業に代わって銀行に返済した保証協会は、その企業に対して求償権を得て返済を求めることとなります。

保証協会による代位弁済が行われた後、企業は保証協会と返済交渉を行います。しかし、保証協会は中小企業を支援する組織なので銀行やサービスのように取り立てが強硬ではありません。つまり、“現在、いくら返済できるか？”という話合いが行われます。

保証協会へ代位弁済されると、普通は企業の資金繰りは一挙に楽になります。プロパー借入も減額されて、資金繰りは楽になるはずですが。

デメリットとして、今後の借入は全ての金融機関から困難になるため、今後は借入なしで経営をすることになります。しかし、当面は資金繰りを回すことが第一優先なので、一概に悪いということではありません。

将来、企業の業績が良くなれば、再び保証協会も保証してくれ、銀行も融資をする可能性は十分あるので、“絶対に代位弁済はダメ！”という考えは当てはまらないと考えるべきです。

〈著者プロフィール〉

松本 光輝 氏

株式会社事業パートナー 代表取締役。40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1～2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。